

寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第2号

寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員
条例の一部を改正する条例

(寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例（昭和48年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(寒河江市監査委員条例の一部改正)

第2条 寒河江市監査委員条例（平成8年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。